

## ○池田町自治会規則

昭和 39 年規則第 5 号

(目的)

第 1 条 町行政への協力と民意の反映により、町民福祉の増進と町政の発展に寄与することを目的として、池田町の各地区（別表 1）に自治会を設置する。

(会長の委嘱)

第 2 条 自治会長は、各地区（別表 1）から選任されたものを町長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 自治会長の任期は、1 年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。

2 補欠会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び活動費)

第 4 条 町は予算の範囲内で各自治会長に報酬及び活動費の一部を支給する。

2 報酬の額は、別に定める条例により、活動費の額は別表 2 活動費支給基準表の定めるところによる。

(職務)

第 5 条 自治会長は、常に町執行機関と連絡を密にし、町政の地域住民への周知を配慮するとともに、地域住民の町政に対する積極的な要望と建設的意見の反映につとめるものとする。

(協議会)

第 6 条 自治会長会に協議会を置く。

(協議会の役員)

第 7 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 代議員 10 名
- (4) 幹事 2 名

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事はつぎのとおりとする。

- (1) 会長は、自治会協議会を代表し業務を総括処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 代議員は別表 1 により選出する。
- (4) 幹事は、主管課長及び主管係長とし庶務会計をつかさどる。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は 1 年とする。

(役員を選出)

第 10 条 自治会協議会の役員は総会において選出する。

(会議)

第 11 条 自治会協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会及び役員会は次のとおりとし、いずれも会長議事をつかさどる。

- (1) 定期総会は、自治会長全員で構成し毎年 4 月招集する。臨時総会は必要のつど招集する。
- (2) 役員会は会長、副会長、代議員、幹事で構成し必要に応じ招集する。
- (3) 会議は過半数の出席によつて成立し、議事は多数決で決める。

(会計)

第 12 条 自治会協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

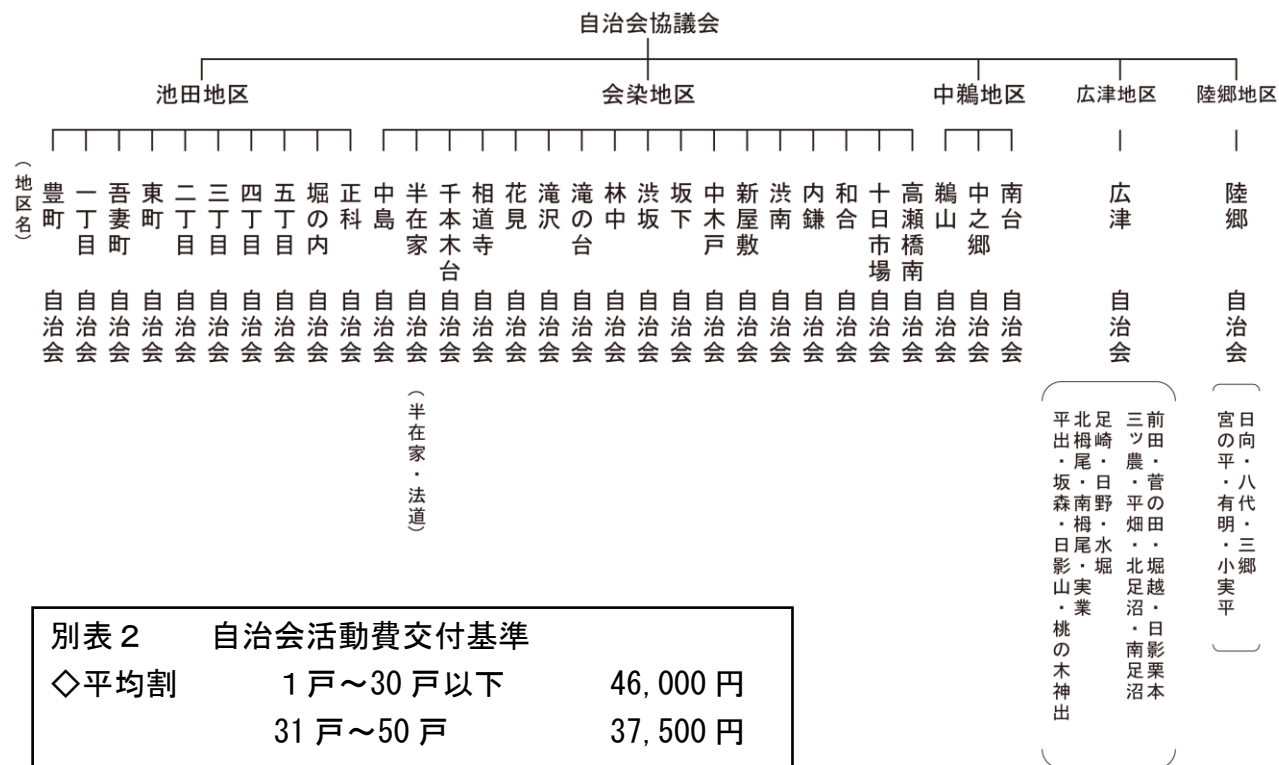
第13条 自治会協議会の経費は、町費の予算内においてまかなうのを原則とし、寄附金等があればこれを収入にあてる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1

池田町自治会組織



<b>別表 2 自治会活動費交付基準</b>		
◇平均割	1戸～30戸以下	46,000円
	31戸～50戸	37,500円
	51戸以上	30,000円
◇世帯数割	平坦部	1,500円
	広津、陸郷	1,700円
※支給基準日		
毎年4月1日現在の住民登録世帯数による。		